



横浜市節電・省工ネ対策基本方針

平成25年5月
(平成29年4月一部改訂)
横浜市

————— 目 次 —————

策定の趣旨	1
基本的な考え方	1
本市施設の節電・省エネ対策	2
1 本市施設の電力削減目標	2
2 本市施設の取組	3
(1) 全施設共通の取組	3
(2) その他の取組	4
市民・事業者の取組促進	5
1 広報	5
2 市民・事業者の取組促進	5
中長期の取組	6

本市施設の取組状況については、実績値の確定後、別途公表します。

策定の趣旨

東日本大震災や震災に伴う原子力発電所の事故により、電力供給能力が大幅に減少した平成 23 年の夏は、計画停電等を回避するため、電気事業法に基づく電力使用制限令が発動されるなど、市民生活に大きな影響がありました。

その後、節電要請などの電力需給対策が講じられた結果、電力需給バランスは維持されましたが、火力発電所をフル稼働させることで補っている状況にあり、大規模な電源脱落等が生じると電力需給が逼迫する懸念が依然として残っています。

また、電力料金の引き上げによる市民生活や地域経済への影響、火力発電の比重が高まることによる温室効果ガスの増加など、様々な課題も生じています。

本市は「環境未来都市・横浜」として、また、大規模な電力需要家の責務として、低炭素・省エネルギーで市民が活力にあふれ、幸せに生活している都市の実現に向け、率先して節電・省エネの取組を推進するとともに、低炭素社会に向けたライフスタイルの変革をより一層進めていく必要があります。

これからも本市は「横浜市節電・省エネ対策基本方針」に基づき、市民や事業者の皆様と連携し、節電・省エネに取り組んでいきます。

基本的な考え方

夏季の電力の安定供給に寄与するとともに、より少ないエネルギーでこれまで以上の市民サービスが提供できるよう、年間を通じて節電・省エネに取り組めます。

1 基本的な考え方

- 「市民サービスと市内経済の活力の維持」、「市民生活の安全・安心の確保」及び「公共施設のより一層の省エネの推進」の観点から、“夏季(7～9月)のピークカット”と温暖化対策の推進等のための“通年の省エネ(総量削減)”に取り組むとともに、再生可能エネルギーの利活用を進めます。
- 本市施設においては、電力について数値目標を掲げて取り組みます。電力以外のエネルギー(都市ガス、プロパンガス、その他燃料等)について、数値目標は掲げませんが、引き続き省エネに取り組めます。
- 市民・事業者の皆様には、無理のない範囲での御協力を呼びかけるなど、市民・事業者の皆様と連携して取組を推進します。

2 取組期間

期間を定めずに継続して取り組みます。

本市施設の節電・省エネ対策

1 本市施設の電力削減目標

本市施設の節電・省エネ目標値は次のとおりとします。民間ビル等本市以外の施設で業務を行う部署においても、本市施設と同様の取組を行うとともに、施設管理者が取り組む節電・省エネ対策と連携して取り組みます。

(1)夏季の目標（毎年7月1日から9月30日）

節電対策を主目的として、使用最大電力の削減（ピークカット）に取り組みます。

(2)通年の目標（毎年4月1日から翌年3月31日）

温暖化対策の推進等のため、年間を通じて使用電力総量の削減（省エネ）に取り組みます。

	①夏季の目標 ^{※1} (ピークカット)	②通年の目標 (総量削減)	備考
本市施設全体	平成22年度比 ^{※2} ▲10%以上 (kW)	平成22年度比 ▲10%以上 (kWh)	①②共に前年度の削減実績を上回るよう努めることとする。
うち市庁舎	平成22年度比 ▲20%以上 (kW)		

※1 本市施設全体のピークカットについては、大口施設(500kW以上)の使用最大電力[kW]で把握します。

※2 政府の電力需給対策は平成22年度実績を基準としているため、本方針においても平成22年度の実績を基準としています。

2 本市施設の取組

(1) 全施設共通の取組

ア エネルギー使用量・使用料金の四半期管理と公表

エネルギー使用量と使用料金を庁内システムで四半期毎に管理し、区局統括本部ごとに公表します。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/setsuden/>

イ 『管理標準』の活用に向けた取組の推進

現在、一部の大規模施設で活用している『管理標準』について、その他の小規模な施設においても作成を進め、できるだけ早い時期の運用開始を目指します。

※『管理標準』とはエネルギー使用設備の管理要領を定めた省エネ法に基づくマニュアル

ウ 電力調達の多様化の推進

指定管理者制度導入施設を含め、新電力*からの電力調達など、調達の多様化を推進します。

※特定規模電気事業者は、これまで「PPS」と呼ばれてきたが、平成24年3月から「新電力」の呼称を使用

エ 季節に合わせた服装での執務の推進

クールビズ・ウォームビズを実施します。

- ・気候や体調等に合わせて適宜調整することを基本とします。
- ・実施日程は年度毎に定めます。

オ 横浜市環境マネジメントシステムとの連携

横浜市環境マネジメントシステムと連携した研修の実施などを通じて、職員の意識啓発を図ります。

カ 執務室・共用部分での取組例

来庁者に配慮しながら、各施設の特性や実情に応じて取り組みます。

(ア) 空調

- ・個別空調を含め室温 28℃（夏季）・設定温度 19℃（冬季）を推進
- ・空調のローテーション運転の実施
- ・終業時刻前の空調の運転停止

(イ) 照明

- ・執務室照明の適切な運用（照度の目安は 500 ルクス程度）
- ・始業前及び昼休み時の消灯の推進（窓口等を除く）
- ・廊下、トイレ、エレベーターホール等の照明の適切な運用
- ・LED 照明の導入推進

(ウ) 電気機器

- ・パソコン、プリンター、コピー機の一部休止や省電力設定の徹底
- ・使用していない電気機器の電源プラグを抜くこと等による待機電力削減

(エ) 共用部分等

- ・エレベーターの運転台数の調整、階段利用の促進
- ・トイレ人感センサーの時間調整、暖房便座の停止
- ・入居売店等への節電・省エネの協力要請
- ・自動販売機の消灯や省エネ型機器の導入要請
- ・電気温水器休止
- ・緑のカーテンづくり

(2) その他の取組

ア 区役所窓口の受付終了時刻の変更

節電・省エネのため、引き続き区役所窓口の受付終了時刻を 17 時とします。

イ エネルギーモニタリング及び電力デマンド監視の推進

公共建築物のエネルギー使用状況等を計測してデータを分析することにより、設備機器等の運用改善を行うとともに省エネルギー効果を検証し、節電・省エネルギー化を積極的に進めます。

ウ ^エ^ス^コ E S C O 事業の推進

「横浜市公共建築物 E S C O 事業導入計画」に基づき、導入する施設の順次拡大を検討し、公共建築物の省エネルギー化を進めます。

※民間のノウハウを活用した「省エネルギー提案、設計、施工、施工監理、省エネルギー効果の検証」までを一括した発注方式（Energy Service Company の略称）

エ 施設・設備の省エネルギー化の推進

公共建築物について省エネルギー・環境対策に配慮した設計をするために、「省エネルギー・環境対策設計ガイドライン」の活用を進めます。

オ 再生可能エネルギーの活用

公共施設に設置した太陽光発電、水道管路内を流れる水の力を利用した小水力発電、下水汚泥の処理工程で発生する消化ガスを活用した発電など再生可能エネルギーの活用を進めます。



「小雀浄水場ろ過池・^{ふくが}い 覆蓋型太陽光発電設備」



「資源循環局港北事務所
風力発電設備」

市民・事業者の取組促進

1 広報

(1) 啓発リーフレットの配布・市 Web への掲載

節電・省エネ対策メニューを分かりやすく掲載したリーフレットを配布し、節電・省エネ対策を呼びかけるとともに、脱温暖化の啓発を実施します。

また、熱中症などに気をつけながら無理のない範囲での節電・省エネへの御協力を呼びかけます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/setsuden/>

(2) その他の広報媒体の活用

市政広報（広報よこはま、テレビ、ラジオ、インターネット）をはじめ、様々な広報媒体を活用して、節電・省エネ対策を市民・事業者の皆様に周知します。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/yes/>

(3) 九都県市連携によるキャンペーンの実施

九都県市が連携し、キャンペーンを実施します。

※九都県市首脳会議環境問題対策委員会ホームページ <http://www.tokenshi-kankyo.jp/>

(4) 市職員による周知・広報の実施

本方針をはじめ、政府が示す節電メニュー、補助制度など、具体的・効果的な対策について、区局統括本部長をはじめとした市職員自らが様々な機会を通じて積極的に市民・事業者の皆様に分かりやすく周知・広報を行います。

2 市民・事業者の取組支援

エネルギー管理システム等の導入支援、アドバイザー派遣、講座の開催など様々な取組の支援を行います。

中長期の取組

東日本大震災や震災に伴う原子力発電所の事故といったかつてない事態に直面し、国においては、エネルギーの安定的確保のため、各種政策を進めています。

本市も日本最大の都市として、エネルギーの分散化や自立化によるライフラインの途切れないまちづくり、災害に強いまちづくりについて、地球温暖化対策の観点を踏まえながら取り組みます。

次の取組について、財政状況、取組の優先度、様々な事業手法・主体の検討を踏まえた上で、中長期的に進めていきます。

1 地域エネルギーマネジメントシステムの確立

業務や家庭等の各エネルギー管理システム等と連系し、需要家側からのエネルギー利用管理も含めてエネルギー利用の最適管理を行うシステム（^セ^ム^ス CEMS[※]）を中心とした地域エネルギーマネジメントシステムの開発・導入の実証を進めます。

※CEMS：Community Energy Management System の略称

2 エネルギーの分散化・自立化の検討

非常時に市民生活を守り、事業活動を継続すること目的として、地域独自の自立したエネルギー供給体制の構築や電力調達方法の多様化等について検討を進めます。

3 環境未来都市にふさわしい区庁舎等公共施設の整備やまちづくりの推進

区庁舎等公共施設の更新にあたり、建物躯体やガラスの断熱性能の向上や、環境性能に優れ、維持管理や機能更新がしやすい設備の導入などを進めます。

超高齢化や省エネ、災害対策など複合化した地域課題の解決に向けて、民間活力を導入した取組を中心として、地域特性を踏まえた超高齢化や環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築を進めます。

年度毎の主な取組内容については、下記のホームページ等を参照してください。

環境創造局 <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/ondan/setsuden/>

温暖化対策統括本部 <http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/>